

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ ^o （共同）申請	1,500万円

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① 経営継続に関する取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



果実等自動選別機



野菜苗移植機

「支援機関」が農業者の申請や事業の実施をサポートします。

<JA組合員以外の支援機関>

一般社団法人 大阪府みどり公社 (大阪府農業経営相談所) 農政チーム
大阪府中央区南本町二丁目1番8号 創建本町ビル5階 (<http://osaka-midori.jp/nouen/>)

○支援対象者： 大阪府内に在住する農業者 (JA組合員以外に限る)

○問い合わせ先： 06-6266-8916

窓口受付時間：9～12時、13～17時 (土日・祝日除く)

・事前に電話で予約してください

※JA組合員の方はお近くのJAにお問い合わせください。

スケジュール

- | | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|
| ★申請開始 | 令和2年6月29日 | ★一次受付締切 | 令和2年7月29日 |
| ★採択通知 | 令和2年8～9月頃 | ★実績報告期限 | 令和3年1月末 |